

## 台東区地域生活支援拠点等について

### 1. 地域生活支援拠点等とは

障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、地域の実情に応じた創意工夫により、居住支援のための機能等を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービスを提供する体制のこと。

### 2. 台東区における地域生活支援拠点等の機能

台東区においては、地域生活支援拠点等の5つの機能を区内複数の機関が分担する面的整備により、令和3年4月より運用を開始。

① 相談支援機能	区内の相談支援事業者に対する指導助言や人材育成など地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターと休日や夜間も含めた緊急時の対応や相談等を行う安心生活支援事業を運営。
② 緊急時の受け入れ・対応	障害児（者）の介護者が急な入院等で不在になった場合に一時的な宿泊場所を確保し支援を行うショートステイ事業を行っている。
③ 体験の機会・場の確保	地域社会での自立生活をめざす障害者に一定期間居室を提供し、日常生活の支援を行う。
④ 専門的人材の確保・養成	障害福祉サービス等の利用者に対し、より良いサービスを提供するため、サービスを担う職員の資質向上と福祉人材の確保に向けた研修等を実施。
⑤ 地域の体制づくり	地域生活支援拠点等の機能の運営について適宜検証を行い、地域生活支援拠点等を構成する各機能の充実を図る。

## ちいきせいかつしえんきょてんとう せいび 地域生活支援拠点等の整備イメージ

